

生徒会規約

第1章 総 則

- 第1条 本会は福井市進明中学校生徒会と称する。
- 第2条 本会は本校生徒会で構成される。
- 第3条 本会は会員の自治活動により学校生活の進歩向上を図るとともに、よい社会人となる基盤を養うことを目的とする。
- 第4条 本会は会の目的を達成するため次の機関を置く。
1. 生徒総会 2. 中央委員会 3. 代議員会 4. 執行部会 5. 常任委員会
 6. 選挙管理委員会 7. 学級会 8. 部長会
- 第5条 本会に次の役員（執行部）を置き、任期は1学期（4～10月前半）、2学期（10月後半～3月）の2期とする。
1. 会長1名
 2. 副会長2名（男女各1名）
 3. 書記長、副書記長（各1名）
 4. 会計長、副会計長（各1名）
- 第6条 本会は会の運営を円滑にするため学校長に任命された先生を顧問に置く。顧問の先生は本会のあらゆる会議、行事に出席して指導助言する。
- 第7条 生徒会のすべての機関の決議事項および、これにともなう行事計画等は、学校長の承認によって効力を発生する。
- 学校への承認申請は生徒会顧問を通じて会長がこの事務に当たる。
- 第8条 本会の財政活動については別にこれを細則で定める。

第2章 生徒の権利と義務

- 第9条 本会の会員は平等に次の権利と義務を持つ。
1. 会長及び副会長の選挙権及被選挙権
 2. 生徒総会、学級生徒会に出席し討議及びその決議に参加する義務と権利
 3. 本会の書類を調べる権利
 4. 部、委員会において活動する権利
 5. 本会の議決を守る義務

第3章 決議機関

- 第10条 決議機関として生徒総会・中央委員会及び常任委員会を置く。
- 第11条 生徒総会は生徒会最高の決議機関であり規約の制定、改正、監査の報告及び代議員会が生徒総会にかけるべき必要があると認めた事項についての協議決定を行う。
- 第12条 生徒総会の常会は1学期・2学期 各1回とし、第11条のほかにその学期中の執行状況を報告する。生徒総会の臨時会は次の場合に行う。但し学校長の許可を必要とする。
1. 中央委員会の2分の1以上の要求があった場合（署名して会長に提出）
 2. 執行部が必要と考えた場合。
 3. 生徒全員の4分の1以上の要求があった場合（署名して会長に提出）
- 第13条 生徒総会の運営には執行部員があたる。
- 第14条 中央委員会は生徒総会に次ぐ決議機関であり次にあげる諸事項を協議決定する。
1. 規約の作成及び改正
 2. 生徒会の行事に関すること
 3. 生徒会の予算決算に関すること
 4. 学校内外の生徒の規律に関すること
 5. その他生徒の生活に関する諸問題
- 第15条 代議員は各学級より2名（男女各1）選出され、任期は1学期（4～10月前半）2学期（10月後半～3月）に分ける。
- 代議員は各学級の男子級長、女子級長が兼任する。
- 第16条 中央委員会は議長1名、副議長1名を置く。議長、副議長は中央委員の互選によって選任され、その任期は中央委員会としての任期期間である。議長は中央委員会の秩序を保持し、議事を整理し、事務を処理し、中央委員会を代表する。
- 副議長は議長を助け、議長不在又は執務不能の場合は議長の仕事を行う。
- 第17条 中央委員会の常会は毎月1回を基本とし会長がこれを召集する。臨時会は次の場合行う。
1. 執行部が必要と考えた場合
 2. 中央委員会の3分の1以上の要求があった場合（署名で会長に提出）
- 第18条 中央委員に故障ある場合は代理の出席を認め表決権を与える。
- 第19条 中央委員会は常に経過を会員に報告しなければならない。
- 第20条 中央委員会はその過半数の出席がなければ議事を開き決議する事ができない。議事は、出席中央委員の多数でこれを決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。
- 第21条 中央委員会は、各活動における、報告や提案、質疑応答などを行う。ただし、執行部に表決権はないが次のような場合のみ表決権を有する。

- (1) 執行部が必要と考えた場合
- (2) 中央委員会の3分の1以上の要求があった場合

第22条 生徒総会、中央委員会の議事は書記長が議事録に記録し、これを保管する。書記長事故ある場合は副書記長がこれにあたる。議事録は生徒総会、中央委員会が終わってから、なるべく早い機会に会長、議長がこの内容を確認署名捺印する。

第4章 執行機関

第23条 執行機関として執行部、常任委員会を置く。

第24条 執行部は次の7名によって構成される。常任委員長（7名）は執行部と中央委員会を構成する。

- 1. 会長1名 副会長2名
- 2. 書記長、副書記長（各1名）
- 3. 会計長、副会計長（各1名）

第25条 執行部の任期は1学期（4～10月前半）と2学期（10月後半～3月）に分かれ次の方法によって選ばれ学校長が認証する。

- 1. 会長、副会長は生徒全員の直接選挙による。
- 2. 各常任委員長及び書記長、副書記長、会計長、副会計長は会長が本人及び学校側の承認を得て任命する。

第26条 執行部は生徒会活動の中軸的役割を果たし、総会、代議員会で決定した事項を執行する仕事の外に次の仕事をする。

- 1. 生徒会活動の原案を作成しこれを中央委員会に提案する。
- 2. 中央委員会に出席して会務の報告をする。
- 3. 緊急事項を審議して執行する。
- 4. 会計長、副会計長と協力して予算案を作成する。

第27条 執行部員は学級長を兼任することはできない。

第28条 執行部会は会長が必要に応じて召集する。

第29条 各常任委員会は学級より選ばれた男女各1名の委員によって構成される。各常任委員会は執行部の下部機関として各自の専門分野の事務を担当する。副委員長は委員会で推薦され互選される。副委員長は委員長を補佐し委員長事故ある時は委員長に代わることができる。

第30条 常任委員会には決議権はあるが重要事項については中央委員会の承認を必要とする。

第5章 学 級 会

- 第31条 学級会は学級全員をもって構成し、生徒会活動の母体となって、学級生活を向上させることを目的とする。
- 第32条 学級会には級長を置き議事の司会、決議事項執行の中心になって活動する。級長は学級全員の中から互選によって決定される。任期は1学期（4～10月前半）2学期は（10月後半～3月）に分かれ、再選することもできる。
- 第33条 学級会は生徒会と密接な関係を保つため級長は中央委員会の議案及び決議事項を十分に学級会に連絡又は報告するように努めなければならない。
- 第34条 学級会はその活動のすべてについて学級担任の指導をうける。

第6章 改 正

- 第35条 この規約を改正するには中央委員会において改正案を決議し、生徒総会の承認を受けなければならない。
- 第36条 改正の決議は次の場合に行うことができる。
1. 会員の10分の1の署名による要求があった場合
 2. 中央委員会の4分の1の署名による要求があった場合
 3. 学校側の要望があった場合

第7章 補 則

- 第37条 本会のこの規約は昭和51年4月1日より適用する。
- 第38条 この規約の施行に伴って昭和51年3月31日以前より実施の生徒会の一切のことは自動的にこの会に移行したものとする。

以 上

- S51. 4. 1 改正
- H10. 10. 23 一部改正（ボランティア委員会、新設）
- H13. 4. 1 改正（中央委員会 新設）
- H15. 4. 1 改正（放送委員会 新設）
- H21. 4. 1 改正（園芸委員会とボランティア委員会を統合、
ハートフル委員会 新設）
- H31. 4. 1 改正（文化委員と美術係、図書委員と国語係、給食委員と
技術・家庭科係、放送委員と音楽係を統合）
- R4. 4. 1 改正（風紀委員会と文化委員会を統合し、生活委員会 新設
技術家庭科・美術係 新設 ハートフル委員会 廃止）

生徒会役員選挙規則

第1章 選挙及び被選挙権

第1条 生徒会会員は生徒会長及び副会長の選挙権、被選挙権を有する。

第2条 選挙当日欠席したものは選挙権を有しない。

第3条 選挙管理委員は被選挙権を有しない。

第2章 選挙管理委員

第4条 選挙の管理は選挙管理委員会によって行われる。

第5条 選挙管理委員会は各学年の代議員によって構成され、うち一名を委員長とし委員長は委員会を代表し事務を総理する。

第3章 投票及び開票

第6条 選挙は無記名投票によって行なう。

第7条 選挙人は投票当日投票場で次の順序で投票を行なう。

1. 投票用紙を受けとる。
2. 投票用紙記入台で投票用紙に定められた規定により記入する。
3. 署名をしてはならない。
4. 投票用紙を自ら投票箱に投入する。

第8条 選挙日は選挙管理委員会が指定する。

第9条 開票は選挙管理委員会によって行われる。

第10条 次の投票は無効とする。

1. 正規投票用紙を用いないもの。
2. 規定した投票様式にならないもの。

第4章 立候補者及び選挙運動

第11条 立候補する者は選挙管理委員会に立候補届けを出さなければならない

第12条 有効投票数の中で得票が1番多かった者を当選人とする。

第13条 有効投票数の得票が同数の場合は再選挙により当選人を決定する。

第14条 選挙運動は立候補受け付け後より投票日までの期間内に行うことができる。

第15条 ポスターは各立候補者1枚とし選挙管理委員会公認の紙を使用する。

第16条 ポスターには次の事項を記入しなければならない。

1. 立候補役員名

2. 立候補者氏名

第 17 条 選挙演説は校内における秩序を乱さぬ限り授業時間外に行うことができる。

第 18 条 校外における選挙運動は認めない。

第 19 条 選挙の費用はいっさい生徒会が負担する。

第 20 条 生徒会役員立候補者は選挙管理委員会をのぞく有権者のうちから選挙運動員を 4 名選ぶことができる。

第 5 章 修 正

第 21 条 この規則の修正は次の 1 ～ 3 の手続きを経て直ちに施行される。

1. 選挙管理委員会の過半数の賛成。

2. 中央委員会の 3 分の 2 以上の賛成。

3. 学校長の承認。

